

第4回 沖縄県建設業セミナー

経営者・総務担当者様 必見！

働き方改革関連法対策！

貴社の準備は万全ですか？人材確保の為に！

「施行期限を迎える前に、しっかり準備する労務管理」普及セミナー

日時

令和元年

10/18 (金)

13:30~16:30

場所

八重山建設会館
2階

定員

30名

受講
無料



開催内容

2019年4月1日から働き方改革関連法案が順次施行されました。この法改正で、「有給休暇の取得義務化」「同一労働同一賃金の導入」と並んで、大きな焦点となるのが「時間外労働の上限規制の導入」です。これまで時間外労働の上限は法律で定められておらず、罰則もなかったため、企業は労働者に制限のない残業をさせることが可能でした。

しかし、**今回の法改正で、建設事業は5年の猶予があるものの、時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されました。**人事・労務担当者が押さえておきたいポイントと、企業が取るべき対応を、社会保険労務士がわかりやすく解説します。



講師：おおしろ社労士事務所

代表 大城 貴子 氏

<講師の紹介>

民間企業にて企画業務に従事後、勤務社労士を経て独立。「人材」を生かすには！をモットーに雇用管理、助成金申請などの企業支援やワークバランス講師も実施。

ご記入のうえ、FAX:098-917-0022 あて送信し、お申込み下さい。 ※先着順で定員になり次第締め切りとなります。

参加申込書

| | | | |
|--------|------|-----|-----|
| 企業・団体名 | 参加者1 | 役職: | 氏名: |
| 所在地 | 参加者2 | 役職: | 氏名: |
| T E L | 参加者3 | 役職: | 氏名: |

お問い合わせ ちゅらしま建設業相談窓口 担当:比嘉・赤嶺 TEL:098-917-0011

● 沖縄県土木建築部 技術・建設業課 共催: (一社) 沖縄県建設業協会、(一社) 沖縄県建設産業団体連合会

● 主催: 沖縄県中小企業診断士協会 (一社) 沖縄県中小建設業協会